

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告 示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示(二件)
  - ……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……二
  - ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……二
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……(同)……二
- 建築基準法による意見の聴取……三
  - ……(都市整備局市街地建築部調整課)……三
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域……三
  - ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……三
- 建築基準法による道路位置の指定……三
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……三
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……三
- 建築基準法による一団地の区域……三
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……三
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価調査計画書……(環境局総務部環境政策課)……三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……(環境局環境改善部化学物質対策課)……四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(同)……五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(同)……五

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……八
  - ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……八
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……八
- 特定非営利活動法人の認定……(同)……九
- 開発行為に関する工事完了……九
  - ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……九
  - ……(産業労働局商工部地域産業振興課)……九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……一〇

## 告 示

### ●東京都告示第千八百八十五号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

商 号 代表者氏名 主たる事務所の所在地 免許証番号 免許年月日

中央ファ シリテイ 取締役 村田 京子 世田谷区世田谷一丁目(2)第九〇四 平成二十六年

有 限 公 司

株式会社 グローバ エンシー

代表取締役 渡部 太

新宿区新宿二丁目二番十号

東京都知事 平成二十六年(1)第九六二七号

五月一日

### ●東京都告示第千八百八十六号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

商 号 代表者氏名 主たる事務所 免許証番号 免許年月日

ハローネ ット株式 会社 代表取締役 山本 一代 新宿区上落合一丁目十番十四号 七三〇号 平成十四年十一月二十二日

株式会社 代表取締役 李 賢柱 磯ヶ谷ビル 四〇四 新宿区西新宿七丁目十番十六号 八二〇号 平成十五年八月八日

株式会社 代表取締役 晴智 岳志 渋谷区道玄坂一丁目十五番三十三号 一五〇号 平成十四年十二月十四日

株式会社 代表取締役 豊島区南大 東京都知事 平成二  
 平等地所 本山 直樹 塚三丁目五 (3)第八四一 十七年  
 十二番七号 四八号 二月十  
 八日

有限会社 取締役 練馬区旭丘 東京都知事 平成二  
 巴開発 中村 進 一丁目六十 (4)第七七八 十六年  
 八番八号 一九号 十月一  
 日

●東京都告示第千八百八十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
 条第一項の規定に基づき虎ノ門一丁目地区市街地再開発組  
 合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用  
 する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示す  
 る。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年一月六日から平成三十二年十二月三十一  
 日まで

三 施行地区

港区虎ノ門一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門一丁目十九番五号

平成二十八年一月六日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区西新橋二丁目十五番三号に変更  
 する。

六 定款の変更の認可の年月日  
 平成二十八年十一月二十二日

●東京都告示第千八百八十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八  
 条第一項の規定に基づき大泉学園駅北口地区市街地再開発  
 組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい  
 て準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように  
 告示する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

大泉学園駅北口地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十四年二月二日から平成二十八年十二月三十一  
 日まで

三 施行地区

練馬区東大泉一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

練馬区東大泉一丁目三十二番二号

平成二十四年二月二日

五 事業計画の変更の認可の年月日

平成二十八年十一月二十二日

●東京都告示第千八百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条  
 第九項ただし書の規定による許可申請があったので、同条  
 第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取

(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会  
 の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住  
 所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害  
 関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 公聴会を行う日時

平成二十八年十二月一日(木曜  
 日)午後三時から

二 公聴会を行う場所

東京都庁第二本庁舎十階二四会  
 議室  
 新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先

東京都都市整備局市街地建築部調  
 整課審査担当(東京都庁第二本庁  
 舎三階)  
 新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由

次の建築許可をするため

建築主住 北区東田端二丁目二十番六十八号

所氏名 東日本旅客鉄道株式会社

建築敷地 千代田区丸の内一丁目一番三号の一部ほか

地域地区 商業地域、防火地域、大手町・丸の内・有  
 等 楽町地区地区計画

申 請 の 概 要

工事種別

改修 駅施設、物販店舗及び飲食店  
 及び用途

敷地面積 約二五、五六二平方メートル

建築面積 約四三六平方メートル

延べ面積 約二三、一〇五平方メートル

構造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造  
 階数 地上一階地下五階

高さ 八・四五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

●東京都告示第千八百九十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区豊洲二丁目十五番十二及び同 平成二十八年十月十三日 一月一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千八百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十八 国立市中二丁目第二十二番九 延長 二七・一三 第一項第五号 年十月二十 日 十の一部 幅員 四・〇〇 道路

●東京都告示第千八百九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日 小金井市中町二丁目五十三番一の一 平成二十八年十月二十四日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千八百九十三号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十条第一項の規定に基づき、(仮称)芝浦一丁目建替計画について、環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)の提出があったので、同条例第

四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

代表取締役 井上 辰夫

港区芝浦一丁目一番一号

野村不動産株式会社

取締役社長 宮嶋 誠一

新宿区西新宿二丁目二十六番二号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)芝浦一丁目建替計画

三 対象事業の内容の概略

高層建築物の新築及び自動車駐車場の設置

四 周知地域の範囲

対象事業は、港区芝浦二丁目の約四・三ヘクタールの区域における事務所、ホテル、住宅、商業施設及び駐車場等の新築事業である。

五 調査、予測及び評価の項目

調査、予測及び評価の項目 事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、

自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間  
平成二十八年十一月二十二日から同年十二月一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎二十三階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

七

都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十八年十二月十二日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

●東京都告示第八百九十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百八十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

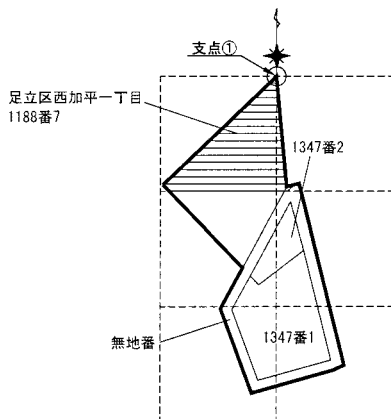
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

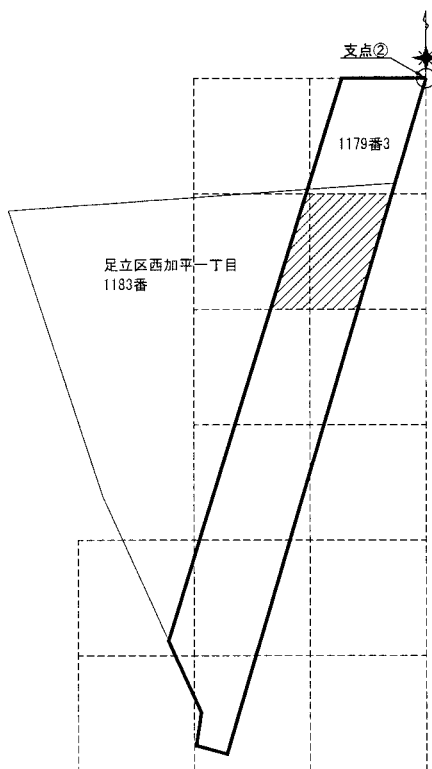
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<支點①>  
支點①は、足立区西加平一丁目1188番7の最北端とする。

<格子の回転角度①> 0度  
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



<支點②>  
支點②は、調査対象地の最北端とする。  
(X座標:-24930.916、Y座標:-841.072)  
※支點座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

<格子の回転角度②> 0度  
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】
- : 調査対象地
  - : 筆境界線
  - - - - : 単位区画境界線
  - //// : 形質変更時要届出区域
  - |||| : 指定を解除する区域

●東京都告示第千八百九十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百七十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

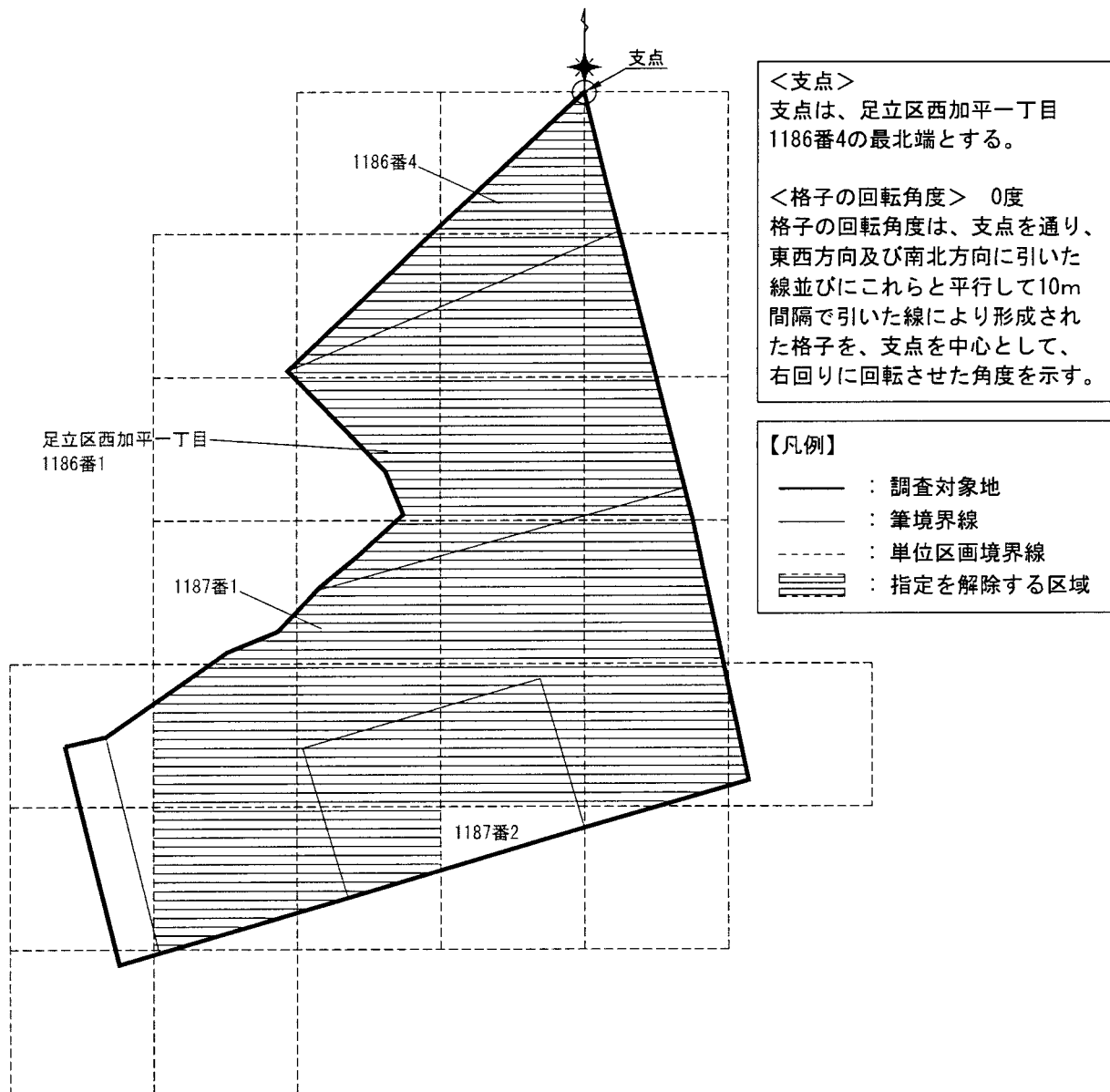
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千八百九十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

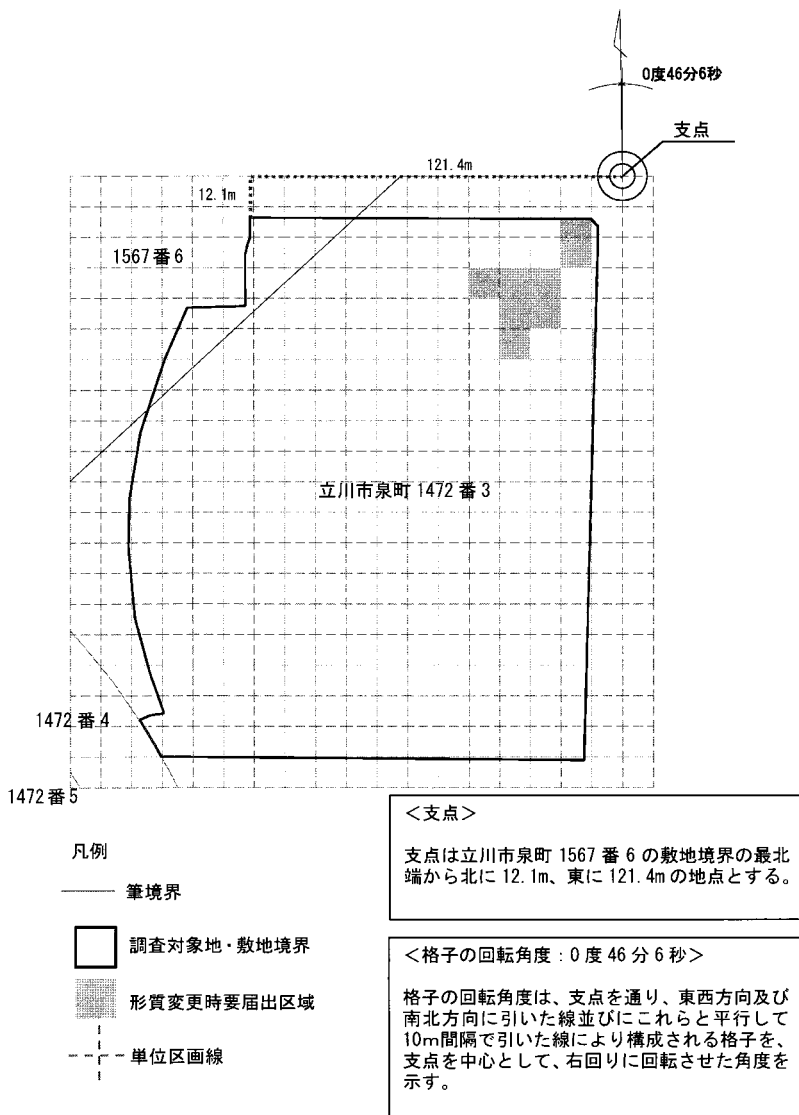
平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(立川市泉町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千八百九十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

名 称 所在地 撤回年月日

医療法人社団秀輝 大田区下丸子三丁目 平成二十八年  
会目蒲病院 二十三番三号 十一月一日

●東京都告示第千八百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林の所在場所

青ヶ島村無番地(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青ヶ島村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人筋無力症患者会
- 三 代表者の氏名  
恒川 礼子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三三二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、重症筋無力症患者とその家族、及び、重症筋無力症の疑いのある患者とその家族を対象とし、難

病医療推進を通じて難病問題の啓発と対策の前進を図り、医療と福祉の発展と向上に寄与する。また、医療サービス及び福祉サービスの格差を是正、増進をめざして運動し、患者や家族の支援、相談、親睦を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あいを結ぶ相続
- 三 代表者の氏名  
久富 可美
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区音羽二丁目二番二号 アベニュー音羽二階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民を対象として、相続についての調査研究、地域での円満相続の普及啓発に関する事業を通じて、家庭の平和と地域の安心安全の活動に努めることで、人と人との調和がとれた社会づくりの推進に

寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年八月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子育てkitchengroup
- 三 代表者の氏名  
田中 由美子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区白山五丁目三十三番一号 石津ビル二〇二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く子育てに関わる一般市民に対して、子育て支援に関する事業、子どもと大人、個と社会それぞれが多様性を認め合い、すべての子どもと親が生き生きと心豊かに暮らせる社会の形成に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年九月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人soar
- 三 代表者の氏名  
森 瑞穂
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都渋谷区渋谷三丁目十六番十六号 第五叶ビル五階
- 五 定款に記載された目的



この法人は、障害、難病、LGBT、貧困などの社会的マイノリティの立場と様々な外的要因から、その可能性にふたをされてきた人々に対して、デザインやビジネス、アート、テクノロジーなど、様々な手法を用いてその可能性を広げる活動している個人や団体の事例をリサーチし、情報発信をしていくことでネガティブだったものをポジティブに転換することで、同じ願いを持ち行動している人たちが集う場を生み出し、誰もが自分の持つ可能性を活かして生きていける社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金

二 代表者の氏名

李(戸川) 久美

三 主たる事務所の所在地

東京都港区虎ノ門二丁目五番四号 末広ビル三階

四 認定の有効期間

平成二十八年十一月十日から平成三十三年十一月九日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年十一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市落合六丁目三番三

八王子市元本郷町三丁目十五番八号

株式会社プライムホーム

代表取締役 小俣 茂

西東京市中町一丁目二千五百十五番六、同番八及び同番九

文京区後楽一丁目四番十四号後楽森ビル十二階

株式会社松家不動産

代表取締役 宗像 傳

府中市南町六丁目十番一の一部及び十一番一

立川市高松町一丁目三十番十一号

株式会社ノーヴァ・アソシエイツ

代表取締役 濱中 敏之

府中市是政六丁目九番三十七

武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

東村山市久米川町一丁目九番七及び同番十

西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年十一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ベイシア青梅インター店
- 二 店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番地十五
- 三 設置者名 株式会社ベイシア
- 四 設置者住所 群馬県前橋市亀里町九百番地
- 五 変更前の店舗名 (仮称)ベイシア青梅店
- 六 変更後の店舗名 ベイシア青梅インター店
- 七 変更前の店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番十五ほか
- 八 変更後の店舗所在地 青梅市新町六丁目十六番地十五
- 九 変更前の設置者の代表者名 赤石 好弘
- 十 変更後の設置者の代表者名 橋本 浩英
- 十一 変更日 平成二十八年六月二十三日ほか

十二 届出日

平成二十八年十一月二日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 アトレ目黒1

二 店舗所在地 品川区上大崎二丁目十六番九号ほか

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 品川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年十一月八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十八年十一月二十二日から同年十一月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

二月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代) 郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 六、六〇〇円(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001